

日本原価計算研究学会
賛助会員の選考および当学会活動への参加に関する基準

- 1 . 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、その事業を積極的に後援し、会費 1 口（ 1 口 5 万円）以上を収める法人および団体とする。
- 2 . 賛助会員は、開催される大会または研究部会に、 1 口につき 3 名まで代表者を出席させることができる。出席に際しては、賛助会員の名称、大会または研究部会の出席者を名簿に記載させる。
- 3 . 大会または研究部会の出席者は、学会報告、討論会等に参加することができる。
- 4 . 大会または研究部会の出席者は、会員総会に出席することができる。ただし、決議事項についての議決権は持たない。